

健康 4 - 1

不利益処分の内容	退所命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市母子生活支援施設条例第 7 条第 1 項		
担 当 課	こども家庭センター	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市母子生活支援施設条例第 7 条第 1 項の各号に該当することとなった者で、かつ、母子生活支援施設の目的を確保することが困難であり、又は他の入所者に対する母子生活支援施設の目的を確保することを阻害する場合に行う。			
変更日 平成 10 年 4 月 1 日			